

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

301
08/4/1

核兵器・核実験モニター

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆 梅林宏道 編集責任者 湯浅一郎、田巻一彦 郵便振替口座 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

ノルウェー政府が
会議を主催

「核兵器のない世界」へ

多国間プロセスへNGOの関与が鍵

キッシンジャーら4人の米政府元高官の「核兵器のない世界」の実現を訴えたアピールを踏まえて、08年2月26日、27日、ノルウェー外務省が主催する国際会議が首都オスロで開催された。議論に基づいてストーレ・ノルウェー外務大臣が「要約と暫定勧告」と題する文書をまとめた。この会議の継続性や今後の発展に関して明確な発表はない。私たちはこの動きに関心を注ぎ、有効なNGOの関与を追求する必要がある。

フーパー・プラン

キッシンジャー(共和) シュルツ(共和) ペリー(民主) ナン(民主)ら米国の核兵器に一時期責任をもった政治家が、2度にわたって「核兵器のない世界」の実現を訴える超党派のアピールを起こした。それらは、いずれも「ウォールストリート・ジャーナル」紙に掲載された(07年1月4日と08年1月15日)が、本誌ではそれらを訳文とともに論評した¹⁾。

最初のアピール以後、このグループはスタンフォード大学フーパー研究所で専門家会議をもつ(07年10月)アピールへの支持の輪を広げた。その結果、今年のアピールには、「『核兵器のない世界』という目標を、国家間の実際の事業に転換することを目指す会議をノルウェー政府が主催することを予告していた。フーパー研究所での協議から生まれたので、この動きは「フーパー・プラン」と呼ばれている。

予告どおり2月26日と27日の2日間にわたって、「核兵器のない世界のビジョンを達成する」と題する国際会議がオスロで開催された。実際には、会議は、ノルウェー外務省、フーパー研究所、核脅威イニシャチブ(NTI)、ノルウェー放射線防護機構の4者が共催した。会議には4人のアピール署名者からシュルツ元国務長官(フーパー研究所名誉フェロー)とナン上院議員(NTI共同議長)の2人が参加した。また、ドゥアルテ国連軍縮問題高等代表官、エルバラダイ国際原子力機関(IAEA)事務

局長、ラマカー包括的核実験禁止条約(CTBT)批准促進特別代表など国際機関の主要メンバー、核保有国を含む各国の外交官や専門家が100人以上結集した。これまでの核兵器廃絶NGOとの関連では、大量破壊兵器委員会のハンス・ブリンクス委員長、世界安全保障イニシャチブ(WSI)のブルース・ブレア代表、アクロニム軍縮研究所のレベッカ・ジョンソン代表などが参加していることに注目したい。

ノルウェー・イニシャチブ

ノルウェー外務省がイニシャチブを発揮したのには、労働党が政権の座にあり、この分野に造詣の深いヨナス・ガール・

今号の内容

「核廃絶」ノルウェー政府が国際会議
3度目のイラン制裁決議

【資料】安保理イラン制裁決議(抜粋訳)

核事故を核態勢活性化に利用

米国防総省報告書

米主導・アジア「地域有志同盟」の落とし穴
第300号に寄せて

ストーン外務大臣が存在したという背景があるだろう。ストーン外務大臣の開会挨拶²は、若いころの反核運動に関する体験と重ねながら現在の核状況を語るものであった。残念ながら、日本の外務大臣のスピーチではこのようなトーンを聞くことが出来ない。興味深いので彼の冒頭の語り口を紹介しよう。

「我々はなぜ何千発もの核兵器を必要としているのだろうか？ そのおかげで世の中はより安全になっているのだろうか？あの連中は、核兵器をどうしようとしているのだろうか？(中略)

我々がこのような問いを発したのは今が初めてではない。80年代前半、私がパリで学生であったころ、これらの問いが一つの世代を丸ごと行動に駆り立てた。私は、ソ連のSS20にNATOがどう対応すべきかに関する熱い論争を思い出す。私は、終わりがなく見えた長く連なる軍備競争の影を思い出す。そして、私は、この潮流をひっくり返して核兵器やミサイルがさらに必要だという論理を拒否するような政治家を、どこで見つけなければいられないだろうと私たちが自問したことを思い出す。

思い出せば、私は悲観的であった。ところが、レイキャビックで救済の約束が行われた。冷戦の真っ只中において、その最高司令官たちが、大っぴらに、そして、私は信じて疑わないが、誠実に、核兵器のない世界について語ったのである。中距離核戦力(INF)に関する条約とそれに続く諸合意が、楽観主義に灯をともした。

1980年代の軍備管理というジェット・コースター、それは絶望と希望のアップ・ダウンの繰り返しであったが、私の自己形成に役立った。それは私の国際関係への関心を駆り立て、核兵器のない世界というビジョンを実現しようという個人的な決意を鼓舞した。」

前進するための5つの原理

フーバー・プランがどのような持続性を想定しているのか、これまで明らかになっている報告からは必ずしも明らかではない。ノルウェー政府は「7か国イニシャチブ」³でフォローする口ぶりであるが、「7か国イニシャチブ」では弱過ぎる。プランはすでに米国の大統領選挙に影響を及ぼしている。有力候補のブレインは、すべてこの動きを眺みつつ理論構成をしていることを窺うことができる。とはいえ、核兵器廃絶へ強いリーダーシップを発揮する意思を示している候補者が、今までのところいないことも事実である。

したがって、これまで国際政治への影響力を蓄積してきたNGOは、傍観者のみではなく、この動きに積極的に関与してゆくことが必要だ。その意味から、オスロ会議のまとめとしてストーン外務大臣が出した「要約と暫定勧告」⁴に書かれている積極的な側面を以下に指摘しておきたい。

まず、ストーン外務大臣が提案した「前進するための5つの原理」に注目する。自分の頭で考える実践家ならではのユニークな内容を含んでいる。

- 1 「核兵器のない世界」のビジョン達成には、政治トップの関与と指導力が必要である。
- 2 核軍縮に真剣に取り組むためには、いま、このビジョンを持続させるための具体的な措置を取り、勢いを持続させることが必要である。
- 3 核兵器のない世界の実現は、核兵器保有国であるか非保有国であるかにかかわらず、すべての国家の共同の事業で

あるという基本原理が必要である。

4 直面する広範囲の課題に取り組むためには、差別的な取り扱いをしないという原則に忠実であるべきだ。これは多国間主義の鍵となる原則である。

5 核兵器保有国にとっても非保有国にとっても、透明性の確保が核心問題である。

原則が、核兵器廃絶のプロセスを多国間協議のプロセスとして描いていることに注目したい。高官アピールでは軽視されているように見受けられたが、NPT再検討会議をはじめとする多国間会議の積み重ねを無視すべきでないという方向性が、外相の要約においては明確に打ち出されている。

これらの原則は心から支持できるものである。残念ながら、日本政府の態度はこのような原則に合致していない。第1原則に関しては、日本のトップ、外務大臣も総理大臣も核兵器廃絶に指導力を発揮しているとは思われない。官僚の言いなりに、無難な線で動くのがせいぜいのように見える。第2、第3の原則にそって日本が貢献できる道が数多くあるにもかかわらず、そうっていない。なかでも、私たちが繰り返し述べてきたように、東北アジア非核兵器地帯の設立に向かうという政治宣言を発することは、核軍縮の勢いを作るうえでの大きな貢献になるし、日本政府が非核国として「核兵器のない世界」を実現する共同事業に加わるための極めて有効で実行可能な形である。第4原則に関しては、日本は核燃料サイクルに関して既得権を譲らないという狭い国益主義を捨てて、差別を排したグローバルな立場から問題解決を追求すべきである。第5原則に関しては、日本は中国に要求するのと同様に、米国に対しても核兵器の将来計画に対する透明性を要求し、その内容に批判の目を向けなければならない。

ユニークな勧告

ストーン外務大臣がまとめた暫定的勧告は、会議参加者からのコメントを募りながら今後修正されてゆくものと考えられる。勧告のなかには、当然のことながら、CTBT発効、カットオフ条約締結、米口の核弾頭の1000以下への削減と全核保有国の核軍縮テーブルの実現、安全保障政策における核兵器の役割の低減など、これまでのさまざまなフォーラムで出されてきた提言が含まれている。ここでは、スペースの制約もあるので、ユニークな勧告のみを紹介しておきたい。

- 1 各国のトップリーダーが、「核兵器のない世界」のビジョンへの個人的な関与を明確にすべきである。
- 2 核兵器削減の検証体制を発展させるために、検証技術の開発について非核保有国も核兵器保有国と協力すべきである。
- 3 「気候変動に関する政府間専門家会議」と同様な、広範囲の国が参加するハイレベルの「核軍縮に関する政府間専門家会議」を招集すべきである。(梅林宏道)

注

1 本誌273号(07年2月1日)および297号(08年2月1日)

2 www.regjeringen.no/en/ から検索できる。

3 オーストラリア、チリ、インドネシア、ノルウェー、ルーマニア、南アフリカ、イギリスの7か国が、05年7月、NPT再検討会議の失敗を受け、9月の国連世界サミットに向けて外相共同宣言を出した(「イブニング」核軍縮・平和 2006「資料3-4」)。

4 <http://disarmament.nrpa.no/> から検索できる。

安保理、3度目の制裁決議を採択 国際社会の分裂も顕在化

イラン核問題

3月3日、国連安全保障理事会は、イランに対する追加制裁決議を採択した(4ページに抜粋)。決議1737(2006年12月23日採択、本誌271・2号)、決議1747(2007年3月24日採択、本誌278号)に続く、国連憲章第7章第41条(非軍事的措置)の下での3度目の制裁決議である。

検証を通じて国際社会が核疑惑を払拭できるよう過去2回の決議は、核兵器計画との関連が疑われるウラン濃縮関連活動、再処理、重水関連計画の一時停止をイランに求めていた。これに応じない同国に対し、今回の決議は、これらの措置の完全かつ早期の履行を三たび要求するとともに、次のような追加的制裁措置を新たに盛り込んだ。

・拡散に関与の疑いがある5名のイラン高官の入国・通過を防止する措置(5節)

・メジ銀行、サデラト銀行等の金融機関との取引の監視(10節)
・禁止物品を運搬しているとの疑いのある場合、「イラン・エア・カーゴ」、「イラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライン」の所有または運航する航空機、船舶の積荷検査(11節)

決議は、IAEA事務局長に対し、イランの遵守状況について90日以内にIAEA理事会及び安保理に報告するよう求めている。同国の不遵守が確認された場合には、第41条下での「さらなる適切な措置」、また、追加の措置が必要な場合は「さらなる決定」が要求される(19節)とされた。

国際社会の分裂

今回の決議は、ライス米国務長官の「米国が望むほど強い
5ページへ

アウトリーチの拡大を目指す

梅林宏道(主筆)

第300号
よせて

1995年7月15日に創刊号を出した本誌が、とうとう300号を記録することになった。1年に24号を忠実に積み重ねてきたから、創刊から12年半が経過したことになる。「核兵器・核実験モニター」という核兵器廃絶のための情報誌が、相も変わらず出続けることは、決して喜ばしいことではない。しかし、残念ながら、お役ご免になる情勢は見えない。

200号を迎えたのは2003年12月15日であり、イラク戦争の悪夢のような記憶が生々しい時期であった。核兵器開発の疑いがあるから核戦争に訴えるというブッシュ・ドクトリンが席捲していた。小泉首相は、米国の論理そのままのワン・フレーズを繰り返しながら驚くべき単純さで、米国の対テロ戦争への支持を表明した。本誌はそのような流れに抗して、200号を機会に「軍事力によらない安全保障体制をめざして」というスローガンを表紙題字の下に掲げて、私たちの理念を明確にした。

ブッシュ政治の直接的な悪夢は、今秋の米国大統領選挙で終わろうとしている。しかし、彼や彼の追随者の政治を有効に矯正できなかったという8年の世界の歴史は、重苦しい遺産を私たちに残している。核兵器廃絶の事業が国際関係の核心に触れる問題である以上、それを取り巻く環境は倍加する困難の下に置かれている。プーチンのロシアは「軍事力で対抗できる強国」として復活するという歓迎できない決意を固めている。サルコジのフランスも似たようなものだ。中国は、理念が見えないまま着実に軍近代化を進めている。

本誌300号を取り巻く状況はどのように憂鬱だ。だからこそ、と
言っている。そんな中で起こっている「核兵器のない世界」という概念のルネッサンスに注目したい。冷戦後、ロートブラットらがこの概念を流布させた。いま、キッシンジャー、シュルツ、ペリーら米政権内部にいたトップらが、これを言い始めた。注目すべきことは、この流れをマルチ(多国間)の場において追求しようという芽が生まれていることだ。ノルウェー政府がそのイニシャチブを發揮した(本号トッパ原稿参照)。この流れが、直線的に核兵器廃絶につながるというような楽観は許されないだろう。しかし、核兵器廃絶のためにNGOが蓄積してきた多国間会議への影響力の発展のために、これを手がかりとしていかに活用するかが私たちに問われている。

本誌は、300号を機に新しい編集体制への移行を開始した。新体制では、梅林宏道が主筆として紙面内容の大局的な責任を負い、湯浅一郎、田巻一彦が共同編集責任者として、実際的な編集と版制作に責任を持つことになる。この移行の最大のメリットは、負担の分散によって、いまピースデポが切実に必要としているアウトリーチの拡大への取り組みが可能になることである。分野的にも、世代的にも、これまでの枠を出て、私たちの理念と活動を積極的に知らせ、支持と連帯の輪を広げてゆきたい。

会員、読者の方々の変わらぬ声援と率直な助言を切にお願いしたい。

国連安全保障理事会
決議1803(2008) 抜粋訳

2008年3月3日採択

安全保障理事会は、(中略)

国連憲章第7章41条の下に行動し、

1. イランは、その核計画が平和目的に限定されたものであるとの信頼を確立し懸案となっている諸問題を解決するために不可欠である。IAEA理事会が決議GOV / 2006 / 14において要求した措置をこれ以上の遅滞なく取るべきことを再確認し、この文脈において、イランは決議1737(2006)第2節で要求された措置を遅滞なくとるべきとの決定を確認し、IAEAは同国が修正3.1条項を適用すると確認を求めていることを強調する。
2. イラン核問題に関し、懸案となっているすべての問題の解決に向けたイラン・IAEA間の協定、並びにこれに関連して2008年2月22日付の事務局長報告(GOV / 2008 / 4)で示された進展を歓迎し、すべての未解決問題を明らかにする作業を継続するようIAEAを奨励し、これらがイラン核計画は平和的な性格に限定されているとの国際的な信頼を再構築する一助となることを強調し、イラン・IAEA間の保障措置協定に従いイランの核活動に対する保障措置を強化するにあたりIAEAを支持する。
3. すべての国家に対し、拡散上機微なイランの核活動あるいは核兵器運搬システムの開発に従事し、直接に関与し、支援を提供する個人が自国領土に入りあるいは通過することを警戒し制限するよう要請する。また、この点に関連して、すべての国家は、決議1737(2006)第18節の下で設置された委員会(以下、「委員会」と呼ぶ)に対し、決議1737(2006)の付属書、決議1747(2007)の付属書、あるいは本決議の付属書で特定された個人について、決議1737(2006)第3副節(b)(i)(ii)の物品に直接に関連する活動のための入国や通過の場合を除き、決議1737(2006)の第3節及び第4節の措置に基づき、同節で特定された禁止物品、製品、機器、物質、技術の調達への関与を含む、拡散上機微なイランの核活動あるいは核兵器運搬システム開発に従事し、直接に関与し、支援を提供していると安保理または委員会が追加的に特定した個人が自国領土に入りあるいは通過する場合には通告を行うべきことを決定する。
4. 上記第3節のいかなる内容も国家に自国民の入国を拒否するよう要請するものではなく、すべての国家は上記節の履行において、IAEA憲章第15条が保証するところを含み、宗教的義務並びに決議1737(2006)、決議1747(2007)の目的に合致する必需品を含む人道的配慮を考慮すべきことを強調する。
5. すべての国家は、本決議の付属書で指定された個人並びに決議1737(2006)の第3節及び第4節で特定され、同節の措置に

基づく禁止物品、機器、物質、技術の調達への関与を含み、拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事し、直接に関与し、支援を提供しているとして、安保理あるいは委員会が追加的に指定された個人が自国領土に入り、あるいは通過することを防止するための必要措置を取るべきことを決定する。ただし、こうした入国あるいは通過が決議1737(2006)の副節(b)(i)及び(ii)の物品に直接に関連する活動に向けたものである場合を除く。なお、本節のいかなる内容も自国民が領土に入ることを拒否するよう国家に義務付けるものではない。

6.7(略)

8. すべての国家は、自国領土に起源を持つものであるか否かを問わず、自国民によって、あるいは自国籍船舶や航空機を用いて、自国領土から直接あるいは間接に、イランの使用や利益に供するために、以下の供給、販売、移転が行われることを防ぐために必要な措置を取るべきであることを決定する。

(a)(b)(略)

9. すべての国家に対し、決議1737(2006)において言及されたように、拡散上機微な核活動あるいは核兵器運搬システムの開発に寄与するような金融支援を防止する目的で、輸出信用、保証、あるいは保険の自国の個人や団体への付与など、イランとの取引に対する公的な約定金融支援について、新たな取り決めを行うときに警戒を強めることを要請する。

10. すべての国家に対し、決議1737(2006)において言及されたように、拡散上機微な核活動あるいは核兵器運搬システムの開発に寄与する活動を防止する目的で、メリ銀行、サデラト銀行を筆頭にイラン国内に所在するすべての銀行、それらの支店、海外関連会社とともに、各国内の金融機関の活動に対する監視を行うよう要請する。

11. すべての国家に対し、イラン・エア・カーゴ及びイラン・イスラム共和国 SHIPPING ラインに所有あるいは運航され、イランに出入国する航空機や船舶が、本決議、決議1737(2006)、決議1747(2007)の下で禁止された商品の輸送を行っていると思えるに足る十分な理由がある場合は、国内の法機関及び国内法に合致し、国際法、とりわけ海洋法や関連する国際民間航空条約などに則して、空港および港湾においてそれらの積荷を検査するよう要請する。

12. すべての国家に対し、上記の節で述べられた検査が行われた場合には、5就業日以内に書面による検査報告を安全保障理事会に提出するよう要請する。報告には、検査の理由についての説明をはじめ、日時、場所、状況、結果、他の関連する詳細が含まれるものとする。

13. すべての国家に対し、本決議採択後60日以内に、上記第3、5、7、8、9、10、11節の効果的な履行に向けてとられた措置について委員会に報告を行うよう要請する。

14(略)

15. 中国・フランス・ドイツ・ロシア連邦・連合王国・合衆国は、相互尊重並びにイランの核計画が平和的な性格に限定されたものであるとの国際的な信頼の確立を基礎とした、イランとの全面的な関係及び協力を発展させることを可能にする、この問題に対する包括的、長期的かつ妥当な解決を追求していくことを目指して、対話を再開し、これらの国々がイランに行った提案に基づく協議を促進する外交努力をいっそう強化していく意図があることを強調する。これには、IAEAによる検証を伴った形で、調査開発を含むすべての濃縮関連及び再処理活動をイランが停止する限りにおいて、同国との直接協議及び交渉を開始することが含まれる。

16. 欧州連合共通外交・安全保障政策上級代表に対し、協議再開に向けた必要条件を整備するために中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国、合衆国が行った関連提案を含む、交渉による解決を模索する政治・外交努力に対する支援として、イランとの対話を継続するよう奨励する。

17(略)

18. IAEA事務局長に対して、決議1737(2006)で言及されたすべての行動の完全かつ持続的な停止をイランが確立したかどうかについて、また、IAEA理事会が要求したすべての措置、及び決議1737(2006)、決議1747(2006)本決議のその他の条項に関するイランの遵守プロセスについて、IAEA理事会と、同時に安全保障理事会が検討できるように90日以内にさらなる報告を提出することを要求する。

19. 上記節に言及された報告に照らして、イランの行動を再検討するべきことを再確認する。

(a) イランが、早期かつ相互に受け入れ可能な成果をめざして誠実に交渉することを可能にするよう、研究・開発を含めたすべての濃縮関連及び再処理活動を、IAEAが検証できるかたちで停止する場合、またその限りにおいて、諸措置の履行を停止すること。

(b) 上記の節で言及された報告の受領の後に、関連する安全保障理事会決議の下での義務をイランが完全に遵守し、IAEA理事会が確認する形で同理事会の要求を満たしていると決定され次第、決議1737(2006)の第3、4、5、6、7、12節、及び決議1747(2007)の第2、4、5、6、7節、また本決議の第3、5、7、8、9、10、11節に定められた措置を終了すること。

(c) 報告が、イランが決議1696(2006)、決議1737(2006)、決議1747(2007)及び本決議を遵守していないと示している場合には、これらの決議及びIAEAの要求にイランに従うよう説得するため、国連憲章第7章第41条の下においてさらなる適切な措置を取るべきこと、さらに、追加の措置が必要な場合には、さらなる決定が要求されることを強調する。

20(略)

(訳:ピースデポ)

3ページから
ものではないが、国際社会から孤立していることをイランに思
い起こさせる効果はある(2月13日、上院外交委員会)という
発言に象徴されるように、追加制裁決議に積極的な国々の当
初の期待からはトーンダウンしたものになった。

その背景には、イランとの経済・政治的つながりから強硬路
線に消極的な中国・ロシアの存在に加え、発展途上国の「平
和利用」の権利を強く主張し、イスラエル問題などから大国の
「二重基準」に異議を唱える非同盟諸国(NAM)からの反発が
あった。さらに、プッシュ政権にとっては昨年12月3日の「国家
情報評価(NIE)本誌295・6号」以降、対イラン強硬路線への
国内での支持獲得が難しくなったことも大きな要因であろう。
加えて、経済制裁の効果に対する疑念も顕在化している。19
80年代からの米国の対イラン経済制裁を包括的に分析した
米会計検査院(GAO)報告(07年12月18日)は、「(経済制裁の
効果に関する)判定は困難」とし、いかなる米機関も体系的な
全体評価を行っていないと指摘した²。

決議案に対する安保理での投票結果は、賛成14か国、棄権
1か国(インドネシア)と、過去の制裁決議採択における全会
一致が崩れた形となった。棄権票を投じたインドネシアは、「今日
の状況は決議1747の採択時とは異なる。イランはIAEAに協力
している。現在の情勢下ではさらなる決議は最善策ではない³」
と主張した。また、フランスの圧力などから最終的に賛成に回っ
たものの、同じく安保理非常任理事国である南アフリカ、リビ
ア、ベトナムも、決議案はイラン・IAEA間の協力の前進を十分
に評価・反映しておらず、両者の関係悪化にも繋がりがかねない、
と追加決議の必要性やタイミングに疑問を呈した。

IAEAの努力は続く

追加制裁決議の推進派、慎重派の双方が「根拠」としたの
が、2月22日にエルバラダイIAEA事務局長が提出した報告
(GOV/2008/4)⁴である。07年8月21日にイランとIAEA事務

局が合意した「作業計画(INFCIRC/711)⁵」の進捗状況に多
くのページが割かれている。

報告は、イランが引き続き濃縮関連活動を推進、遠心分離
機の研究開発や重水関連計画を継続していると警鐘を鳴ら
す一方、透明性向上に向けた同国の協力に相当の前進が
あったことを評価し、申告済みの核物質が転用されていない
ことを確認したことや、未申告の核物質及び核活動の可能性
についてIAEAは確固たる証拠を持っていないと述べた。ポロ
ニウム210実験、遠心分離関連の調達など、「作業計画」で示
された懸念の諸問題については、一点を除き、「現時点では懸
念ではない」と結論付けられた。

残る懸念事項として同報告が述べているのは、米国の諜報
機関から情報がもたらされたとされるウラン転換に関する「グ
リーン・ソルト計画」などの「疑惑が指摘された研究(alleged
studies)」である。ただし、「IAEAは疑惑の研究に関連した核
物質の使用を検知したわけでも、この点に関して信頼できる情
報を持っているわけでもない」とあくまで調査継続中であるこ
とを報告は強調している。

本誌が繰り返し主張してきたように、制裁強化を含む強硬路
線によってイラン核問題の早期解決は不可能である。まずは、
IAEAの努力に最大の支援を行い、外交交渉再開に向けた糸
口を見出していく必要があるだろう。その根底で問われている
のが、いかなる国に対しても平等に核兵器を否定する国際社
会の努力であることを忘れてはならない。(中村桂子)

注

1 www.un.org/Docs/sc/unscl_resolutions08.htm

2 www.gao.gov/new.items/d0858.pdf

3 安保理プレス・リリース(SC/9268) 08年3月3日。

4 www.iaea.org/Publications/Documents/Board/2008/gov2008-4.pdf

5 www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/2007/infcirc711.pdf

米主導・アジア「集団的安保」の問題点

米議会調査局報告書を読む

「軍事依存」思考の落とし穴

近年の米国のアジア太平洋戦略とは、「不安定の弧」におけ
る「テロとの戦い」遂行を主要目的に、複数の2国間条約によっ
て確保した戦略拠点を伝って軍の展開能力を確保する、いわ
ゆる「蓮の葉戦略」である。これが在日米軍を含む地域の軍態
勢見直しのモチーフとなってきたことは本誌でもたびたび論じ
てきた。しかし、アジア太平洋地域における安全保障環境の変
化を見ると、この態勢は、将来的にわたって米国の戦略的利
益にとって磐石に機能しうるのか? という問題意識が米国の
政策立案者や議会の中に広がりがつつある。この問題に関して
米議会調査局(CRS)が今年1月7日、興味深い報告書を発表
した。

中国の台頭が米国を脅かす

「アジアにおける米国の安全保障枠組みの新しい傾向: 日

本、オーストラリア、インドとの2国間、多国間協力」と題された報
告書¹は、まず、アジアにおける米国の戦略目標を次のように要
約する。「いかなる国によるアジア支配も許さず、必要な時に米
国の戦力投射を可能とするような同盟システムを維持し、米国の
商業的アクセスと交易の自由のためのシーレーンを確保す
ること」。これに対して、中国が目覚ましい経済発展によって地
域諸国をへの求心力を高めながら、軍事費を増大させている
ことは、米国と競合する中国主導の安全保障枠組み形成につ
ながる恐れがあると報告書は分析する。

地域に現存する米国の安全保障枠組み、すなわち日本、
オーストラリア、韓国、タイ、フィリピンそしてインドとの「個別2国
間同盟の束」を「多国間枠組み」へと発展させることによってこの
新しい流れに対処することは可能なのか。報告書の問題意識
はここにある。「多国間安全保障枠組み」という言葉を用いつ

つ、想定されているのは、北大西洋条約機構(NATO)型の「地域有志同盟」に他ならず、常に念頭にあるのは、中国という「仮想敵」である。

米・日・印・豪4か国枠組みの可能性

報告書が強調するのは、米国、インド、日本、オーストラリアを軸とした多国間枠組みの重要性である。事実、これら4国の軍事協力は近年深化している。07年4月、米印が94年以来行っている海軍共同演習「マラバール」に日本が初めて参加し、実施場所も沖縄近海が選ばれた。同年9月の「マラバール」は、ここに豪、シンガポールが加わり、2万人の将兵と28隻の艦船が参加する大演習としてマラッカ海峡に近いベンガル湾で行われた。米軍当局は、特定の国家を想定したものではないと強調したが、中国は神経を尖らせた。

この演習のわずか一月足らず前には、上海協力機構(SCO)の共同演習「平和ミッション2007」が、ロシア、中国、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンから4千人以上の陸軍部隊が参加して行われた。これも「特定国を対象としない」と説明された。

これらが2つの軍事ブロック形成の予兆と受け止められる可能性に、報告書は注意を喚起している。

潜在する課題と困難

つづいて報告書は、米・日・印・豪4国間安全保障枠組みの形成プロセスに潜在する課題として、以下の6項目を上げた。

(1) 各国の政治状況の不安定化

多国間協力を積極姿勢を見せていた日本の安倍政権とオーストラリアのハワード政権は、それぞれ07年9月と11月に選挙で敗北、退陣した。インドのシン政権も連立与党内で対立を抱えている。ブッシュ政権は支持率低下にあえいでいる。

(2) 日本における法的・社会的規制

多国間枠組みへの参画は、憲法9条と国民の間に依然根強い平和主義的世論によって強く規制されている。「集団的自衛権行使禁止」政策に対して、米国は米国に向かう弾道ミサイルの迎撃に限って、規制撤廃を求めている。仮に米国以外の地域国家との軍事的連携という議論になれば、国内的抵抗はいっそう強まるであろう。

(3) オーストラリアの自主外交路線

政府は米国と行動をともにするよう、むしろ中国の間の仲介者となることを望んでいる。ブッシュ政権の対イラク政策は、単独主義的であるとして不人気である。他国との連携は、自主的な外交、安保政策の一部として追求されるであろう。

(4) インドが抱える矛盾

米国との2国間関係の緊密化への抵抗が大きいことは、米印核協力合意³に関する連立与党内の対立⁴を見ても明らかである。加えて、インドは非同盟運動(NAM)の一員としてのアイデンティティを強く持っており、「多極的なアジア」志向が根強い。中国の台頭に懸念を抱くとしても、インドの外交政策は米国との同盟強化を選択するというものにはならないであろう。インドはSCOにオブザーバー加盟している。

(5) 中国：参画が孤立か？

米国にとっての最大の課題は、中国に対して地政学的な空白を埋めることは許さないというシグナルを送りつつ、平和的な経済大国としての発展を受け入れるような戦略枠組みをこ

の地域に構築することである。米国が有志国との防衛協力の緊密化によって共同で能力を開発することは、中国が米国の利益を阻害するように振舞う意志を挫くかもしれないが、一方で、互いに防壁を高めあうという危険なサイクルを生み、中国から攻撃的な姿勢を引き出すというリスクがある。米国はこのような相反する要因を注意深く調整しながら、アジア太平洋におけるプレゼンスを構築していく必要がある。

(6) 他のアジア諸国との関係強化

米国が、中国に対しても「封じ込め」の立場に立つならば、地域諸国の賛同を得ることはできない。それはむしろ、敵対的な安全保障環境を作り出し、米国と諸国の利益を損ねる。米国が新しい枠組みを追求するにあたっては、韓国、フィリピン、タイ等を孤立・離反させないよう十分配慮しなければならない。韓国の李明博(イ・ミョンバク)新政権は、多国間枠組みに参画する可能性がある。

報告書は、あるべき多国間枠組みに関していかなる提案も行っていない。しかし、明らかなことは、もし米国が現存する2国間軍事同盟を拡大、統合することによって多国間の枠組みを形成するというアプローチとれば、地域に新しい対立と不安定を生み出すというリスクはるかに勝ってしまうということである。また報告書は、新しいアジア太平洋のパートナーシップ「自由な国家群が民主的な価値を支持し、民主主義的体制を強化し、この地域一帯に自由社会を建設・持続するために協働する場を提供するものである」という01年9月ブッシュ発言を引用しつつ、「民主的」「自由」という価値観の強調は、中国排除を意図するものと受け止められ、新たな対立の種になりうる」と指摘した。

「脱軍備・協調的安全保障」こそが回答

報告書が想定する安全保障枠組みの根底には「軍事依存思考」がある。この思考にとどまる限りいかなる多国間枠組みも「敵」を必要とし、新たな対立を生むというジレンマから逃れられない。

ピースデポは2005年10月、「<脱軍備>で平和と安全を市民社会が構想する北東アジア安全保障の枠組み」と題された報告書⁵を発表した。そこでは、東北アジア非核兵器地帯、専守防衛地位と組織化、東北アジア・ミサイル制限構想といった目に見える軍縮合意をアセアン地域フォーラム(ARF)を活用した多国間対話によって実現し、軍事依存からの脱却と「敵を持たない」ことを特長とする協調的安全保障枠組みを創出することを提案した。この提案は東北アジアにとどまらず、アジア太平洋全体に拡大しうる質を持つものである。この協調的枠組みは、市民社会の参画なしには達成しえない。ともに議論を活性化してゆきたい。(田巻一彦)

注

1 .fas.org/spp/crs/row/RL34312.pdf

2 中国・ロシア・カザフスタン・キルギス・タジキスタン・ウズベキスタンの6か国による多国間協力組織。01年6月15日、上海で設立。

3 合意内容と論評は「アブダビ」核軍縮・平和「2007」特別記事。

4 本誌第294号(07年12月15日)

5 ダイジェスト版はwww.peacedepot.org/theme/toyota/digest.html、全文はwww.peacedepot.org/theme/toyota/report.html、印刷物としても頒布。

米空軍の核事故を核態勢の活性化に利用

国防科学評議会の事故報告書

本誌290号で紹介した米空軍マイノット基地で発生した核兵器事故¹に関する内部調査の報告書(公開版)が2月8日に公表された。国防科学評議会(DSB)がまとめたもので、「核兵器の無許可輸送に関する報告(以下、DSB報告)」と題された27頁のレポートである。

これは、2007年8月30日、6発の核弾頭付き空中発射巡航ミサイル(ACM)がB-52戦略爆撃機に誤って搭載されたまま、マイノット空軍基地(ノースダコタ州)からパークスデール空軍基地(ルイジアナ州)まで空輸され、36時間にわたってあらゆる管理体制から消えていたという問題で、核兵器事故の5分類³の一つである「ベント・スピア(曲がった槍)」が起こったものである。米空軍は事実を隠していたが、関係者による匿名での通報によって明らかになり、9月5日、「モリタリー・タイムズ」に記事⁴が掲載され、世に知られることとなった。一般にマイノット事件と呼ばれている。

事故の背景に管理態勢の弛緩

DSB報告によると、核兵器の正規の移動は次の手順で行われる。まず搬出班が、貯蔵庫内の全兵器の装着弾頭の種類や安全状態を確認する。この最初の検証が完了した後、運搬班が弾頭の種類が正しいかどうかを確認し、運搬用牽引車を6個のACMを載せたパイロン(支持金具)につなぎ、航空機まで運搬する。航空機に着くと、航空機への装着班の班長が弾頭を確認した後、核兵器を受領、装着班が装着を完了し、その後ミサイルの状況を検証する。さらに航空機の搭乗クルーは、ミサイルを受領する前に、個々のミサイルの弾頭と安全状態をチェックする。

では、これだけの検証過程があるのに何故事故は起きたのか。報告書は空軍戦闘軍(ACC)が行った機密の調査報告書から事件の概要を次のように要約している。マイノット基地の弾薬保守中隊の人員が、輸送するミサイルを当初計画のパイロンと別のものに計画変更したにもかかわらず、記録を変更しなかったことが問題の発端となった。そして搬出班は、正しく検証することを怠り、輸送されたパイロンの一つが依然として核弾頭を持っていることを発見できなかった。さらに、その次に続く運搬班、航空機への装着班、搭乗クルーという3つの異なるグループによる3段階の検証プロセスでもチェックされることはなかった。こうして何段階ものチェック機構のすべての段階で核弾頭が見落とされたのである。

報告書は、この背景となる問題点を列挙する。貯蔵庫から持ち出す際の、核弾頭の番号、積載量などを確認した文書記録がない。弾薬庫での最初の検証に約45分かかるが、時間短縮

のために、搬出班が検証を行っている最中に、運搬班が作業を始めていた。ミサイルを載せたパイロンには、判別用のプラスチックカードや、オレンジの円錐などの目印がなかった。過去には、管理簿の交換や班同士の引き継ぎでは、公式記録にサインしていたが、そうした慣例は、現在はICBMを除き取りやめられている。さらに、核兵器の移動に関して系統的な責任や権限の所在が不明瞭である。DSB報告は、マイノット事件は、米国の核兵器の管理体制の緩みを象徴するできごとであると述べている。

さらに報告書は、管理体制の緩みの要因として、冷戦時代と比べ核任務が軽いものになってきたという制度的な問題を指摘する。冷戦終結後、それまで核装備を監督していた戦略空軍が排除され、核兵器の指令や調整は幅広い任務を持った戦略軍に統合され、核戦力における高度で、専門性を持った数十年にわたる伝統が崩れた。管理体制が中途半端となり、要員の士気も低く、危険な状態になったというわけである。

「核任務」の縮小こそが真の再発防止策

報告書は、その分析に基づき多くの勧告を行っている。空軍司令部は、貯蔵庫からのいかなる移動にも承認権者となること、通し番号の確認、文書記録の保管などの管理体制の再構築をあげている。特に重要な勧告は以下である。

「空軍は、B-52飛行隊の間でローテーションを組みながら、継続的な核任務に対して、十分に迅速な対応責任を持つこと。核兵器任務へのコミットメントの間、ユニットは、任務部隊204(米戦略軍に直属の空軍核爆撃部隊)の作戦統制の下で、核抑止任務のための訓練に集中すること。」

こうした勧告に対して、米科学者連盟(FAS)核情報プロジェクト代表のハンス・クリステンセン⁵は、「私には、時計の針を逆戻りさせようとしているように思われる」と述べている。1991年、冷戦が終わったため、米国は、爆撃機部隊を核警戒態勢からはずし、以来、他の核戦力を抑止のために利用してきた。爆撃機の態勢を冷戦時代の警戒態勢にまで戻し、さらに訓練を強化することは、時計を逆戻りさせるのみならず、核兵器を操作する機会を増加させ、事故の危険性を増大させるだけである。

DSB報告は、マイノット事件を逆手にとり、核任務の再活性化を促す機会として利用しようとしている。本来は、もはや核爆撃機の作戦任務の必要性がなくなり、従って核兵器は爆撃機の配備基地から撤去するよう勧告すべきである。事件を核兵器廃絶への動きを強めるべき好機と捉えるべきであろう。(湯浅一郎)

注

1 本誌290号(2007年10月15日)

2 www.lib.ncsu.edu/news/govinfo.php?p=5381&more=1

3 米国防総省は、核事故をニューク・クラッシュ(核の閃光)、ブローケン・アロー(折れた矢)、ベント・スピア(曲がった槍)、ダル・ソード(切れない剣)としてフェイデッド・ジャイアント(萎えた巨人)という5つのコード名で分類している。ベント・スピアは、核兵器についての重大事件、もしくは未然の事件で、はじめの二つ以外のものをさす(梅林宏道著「隠された核事故」(創史社))。

4 www.armytimes.com/news/2007/09/airforce_nuclear_warhead_070905/

5 www.fas.org/blog/sssp/2008/02/nuclear_safety_and_the_saga_ab.php

日誌

2008 3 6 ~ 3 20

作成:氷熊克哉、塚田晋一郎

ISAF = 国際治安支援部隊 / MD = ミサイル防衛 / NATO = 北大西洋条約機構

3月6日 ブリュッセルにあるNATO本部でライスマ国防長官、アフガンのISAF活動をNATO各国が分担するべきと公言。

3月10日付 9日におこなわれたフランス統一地方選挙で野党左派が躍進。

3月11日 アフマディネジャド・イラン大統領、ユソドノ・インドネシア大統領と会談。核開発技術を提供する用意を伝える。

3月11日 米國務省、約190か国の人権状況をまとめた人権報告書を公表。人権侵害国リストから中国が外れる。

3月13日 ジュネーブでヒル米國務次官補とキム北朝鮮外務次官が会談。停滞する6か国協議を打開する兆しは見えず。

3月13日 海自の最新型イージス艦「あしがら」が就役。国内6隻目で「あたご」と同型。

3月14日 中国チベット自治区ラサで独立を求める僧侶や市民がデモ。暴動に発展、中国警察が武力鎮圧。死者10数人～約100人との報道。

3月15日 中国全人代で胡錦濤氏が国家主席と国家軍事委員会に再任。習近平が胡氏の後継として国家副主席に選出。

3月18日 14日におこなわれたイラン総選挙の開票が終了。アフマディネジャド現大統領率いる保守派連合・統一戦線が勝利。

3月18日 日本政府、2月17日にセルビアから独立したコソボを国家として承認

3月18日 ロシアのモスクワで外務・国防相会議。米による東欧へのMD配備計画について双方とも妥協姿勢を見せず。

3月19日 横須賀市汐入町でタクシー運転手刺殺事件発生。県警は20日、横須賀署に捜査本部を設置。

3月19日 米太平洋艦隊、22日の台湾の総統選挙を前にキティホーク、ニミッツの空母2隻西太平洋に派遣。産経新聞。

3月19日 北朝鮮の朴吉淵国連大使、北朝鮮の高濃縮ウラン計画とシリアとの核協力疑惑を全面的に否認。

3月19日 イラク戦争、開戦から5年。各地で米軍の早期撤退を求めるデモ。

3月20日 露の国営原子力企業アトムエネルギー、原子力分野での東芝との協力を発表。沖縄

3月5日 民主党と国民新党、地位協定改定案

横須賀

原子力空母の母港化を問う 住民投票請求運動に支援を!

この町の明日を決めるのは、私たち

今年8月に予定されている原子力空母「ジョージワシントン」の母港化。こんな重大事にもかかわらず、今の横須賀市民の意思は一度も問われたことはない。原子力事故に備えた対策もなされないまま、政府と市の説明は「事故は起きない」のオンパレードだ。横須賀市民は、再び果敢な運動に立ち上がっている。この母港化計画をめぐる住民投票を求むる署名運動だ。その時には法定数の6倍近い4万筆以上の署名が集まったが、議会は条例案を否決してしまった。再チャレンジの今年の署名目標は6万筆。署名期間は3月6日から4月6日の1ヶ月。署名を集めることのできる「受任者」は有権者の1%を超える3933人(3月27日現在)。雨の日も風の日も、市民は街頭に立ち家々を回っている。市民の手による地方自治のこの偉大な実験に、支援を! 4月6日の署名集約の後運動は続く。(編集部)

カンパ、激励、ボランティアを「成功させる会」へ!

原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会

238-8799 横須賀市若松町1-12 諏訪ビル3階B TEL046-824-6663 FAX046-824-6663

郵便振替口座: 00200-6-80423 「住民投票を成功させる会」

をまとめる。日本側の裁判権などを強化。

3月6日付 米国防総省、全世界の米兵による性犯罪件数をまとめた報告書を発表。06年は2947件で、前年比24%増。

3月6日 米軍、グアムで在沖海兵隊移転に関する事業者向け説明会開催。移転は予定通り進めると強調。

3月6日 在日米軍、キャンプ・ハンセン内レンジ3付近のグリーンベレー専用ライフル射撃場の建設に着手。

3月8日付 防衛省、米側に普天間代替アクセス完了時期が1年遅れる見通しと伝達。施設完成は工期短縮により、2014年としている。

3月11日 渉外知事会(米軍基地問題を抱える14都道府県で構成)高村外相と石破防衛相に地位協定の抜本的見直しを要請。

3月11日付 キャンプ・ハンセン内レンジ1付近で新射撃場建設が確認される。

3月11日 嘉手納基地に米原子力空母ミニッツの艦載機5機が飛来。実弾を付けたFA18が空母に戻らず緊急着陸。

3月12日 嘉手納基地で在韓米軍のF16戦闘機12機と嘉手納基地所属F15による即応訓練。最大101dBを記録。

3月12日付 陸自がキャンプ・ハンセン共同使用訓練の際の迫撃砲使用を米軍と調整と発表。

3月12日 在沖海兵隊、陸自とのキャンプ・ハンセン共同使用時の訓練は個別に行くと説明。

3月12日 普天間飛行場跡地利用計画策定審議委員会が発足、初会合。

3月12日 嘉手納基地で在韓米軍F16、岩国所属FA18を含む今年最大規模の即応訓練。最大111dB、70dB超185回。

3月12日 ホワイトビーチに米原潜2隻が寄港。原潜の寄港は今年14回目で、過去最多だった昨年(24回)の半数を超えた。

3月14日 仲井真知事、地位協定には構造的欠陥があるとの認識を示す。

3月14日 沖縄防衛局、普天間移設環境アセス方法書確定版を県に提出。ジュゴン調査用のソナーと水中ビデオカメラ設置位置を初明記。

3月15日 沖縄防衛局、普天間移設環境アセス調査開始。

3月17日 陸自、初のキャンプ・ハンセン共同使用開始。18日まで。

3月19日 沖縄戦犠牲者の靖国神社への合祀取り消しを求め、遺族5人が那覇地裁に提訴。

3月20日 普天間基地移転について、海兵隊は96年の段階で、普天間基地の嘉手納への統合は可能と認識していたことが発覚。

今号の略語

- ACM = 新型巡航ミサイル
- ARF = アセアン地域フォーラム
- CRS = (米) 議会調査局
- CTBT = 包括的核実験禁止条約
- GAO = (米) 会計検査院
- IAEA = 国際原子力機関
- ICBM = 大陸間弾道ミサイル
- INF = 中距離核戦力
- NAM = 非同盟諸国(運動)
- NATO = 北大西洋条約機構
- NIE = (米) 国家情報評価
- NPT = 核不拡散条約
- NTI = 核脅威イニシアティブ
- SCO = 上海協力機構
- WSI = 世界安全保障イニシアティブ

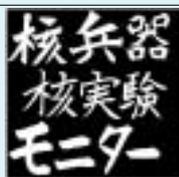
ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 塚田晋一郎(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 氷熊克哉(ピースデポ) 湯浅一朗(ピースデポ) 津留佐和子、中村和子、梅林宏道